

表1

## 5 区域の法定協議会とりまとめの「留意事項」の構成と内容（漁業関連を中心に）

項目	主な内容	備考
全体理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元との共存共栄への理解、地方創生に資する事業実施①②③④⑤</li> <li>・協議会の意見の尊重①②③④⑤</li> <li>・発電事業の実施について設備等の設置までに漁業者の了承を得る②③⑤</li> <li>・多様な利用等との調和の実現に向けた対応②③⑤</li> <li>・地元自治体の諸施策の認識と合理的範囲内での協力④</li> </ul>	<p>左記に記載された丸数字は、以下の区域の「留意事項」に記されたものであることを示す。</p> <p>①長崎県五島市沖 ②秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖 ③秋田県由利本荘市沖 ④千葉県銚子市沖 ⑤秋田県八峰町及び能代市沖</p>
地域や漁業との共存及び漁業影響調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丁寧な説明・協議などによる信頼関係の構築①②③④⑤</li> <li>・基金の設置（地域や漁業との協調・共生のため）①②③⑤</li> <li>・基金の設置（漁業との協調・共生・振興の取組実施のため（具体的対策を例示））④</li> <li>・漁業影響調査の実施（関係漁業者、学識経験者、地元自治体の意見等を尊重）①②③④／（実務者会議の設置）⑤</li> <li>・漁業影響調査は発電事業開始前を含む②③</li> <li>・漁業影響調査は施行工事1年前から実施し、発電事業開始後も継続して実施。その結果、事業者の責による漁業操業等への支障がある場合、協議の上必要な措置をとる⑤</li> </ul>	
発電施設の設置位置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業への支障（影響）を十分考慮して協議、説明①②③④⑤</li> <li>・水深10m以浅に施設を設置しない（海底ケーブルを除く）②③⑤</li> <li>・協議により事前に航行の安全確認②③④⑤</li> </ul>	
発電設備等の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査、設備等の建設、安全対策について時間的余裕をもって説明・相談・協議①②③④⑤</li> </ul>	
発電事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンスの実施について時間的余裕をもって説明・相談・協議①②③④⑤</li> <li>・船舶の運航ルールについて説明・協議①②③④⑤</li> </ul>	
事業終了時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終了時に設備等の原則撤去。漁業者の同意、環境保全の配慮、関係法令遵守の下で一部残置を容認④</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載事項以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行う①②③④⑤</li> </ul>	

資料：経済産業省資源エネルギー庁HPより作成（[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/yojo\\_furyoku/index.html#kyougi](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#kyougi)）